

宮崎大学医学部医の倫理委員会報告について
(平成 27 年 12 月 21 日開催分)

板井委員長より、今回のレクチャーである、新年度以降の倫理委員会の審査体制について説明があった。再生医療については昨年 11 月に法律が成立し、1 年間の猶予期間が終わり、先月より完全施行となったが、臨床研究についても、来年度 4 月以降に侵襲性の高い介入研究(観察研究等、侵襲度の低いものについては法の対象外となる見込み)については、指針から法律になることが、ほぼ決定しているとの報告があった。これをふまえ、本学のすべての研究がこういった形で審査される体制が必要なのか、外部委員においても、今後こういった形で審査に関わっていくのかについて、全体像を理解して頂きたい旨の説明があった。

報 告

1) 議事要旨 (H27 年 11 月 30 日開催分)

2) 持ち回り審査結果・終了(中止)報告・ヒトゲノム指針進捗状況報告について

倫理委員会において審議する必要性が、指針上に規定されているため、これまで以上に、委員会席上にて配布資料をもとに委員に確認していただく旨の説明があった。

レクチャー

臨床研究支援センター研究倫理支援部門長岩江准教授より、配布資料に基づき、現在、計画段階である宮崎大学医学部医の倫理委員会「審査手続きの見直し案」について説明があった。このことについて、委員から活発な意見があった。

以上